

新見市立高尾小学校 いじめ問題対策基本方針

令和3年4月

いじめに関する現状と課題

・本校では現在、いじめ問題は発生していないが、認知件数は数件ある。未然防止の取組をより強く推進するために、情報交換を常時行い、全教職員が連携して取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・全教職員が、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取組を行う。また、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために年間2回アンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 <重点となる取組>
 ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
 ・「岡山県いじめについて考える週間」や「人権週間」において、児童が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 ・児童のスマートフォンやインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>
 ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 ・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々からの声を届けてもらい、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
 ・学校便りや保健便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>
 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事
 <対策委員会の開催時期>
 ・年3回開催（学期ごと）
 <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達
 <構成メンバー>
 ・校内
 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭
 ・校外（場合によって招集）
 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、PTA会長

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>
 ・新見市教育委員会、児童相談所
 <連携の内容>
 ・家庭、本人への支援
 ・ネットパトロールによる監視
 <学校側の窓口>
 ・教頭
 <連携機関名>
 ・新見警察署
 <連携の内容>
 ・非行防止教室の実施
 ・定期的な情報交換
 <学校側の窓口>
 ・教頭

学校が実施する取組

①
いじめの未然防止

◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。
 ○道徳教育及び体験活動の充実
 ・児童がいじめの問題を自分のことととらえ、いじめと正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
 ○教員研修
 ・教職員の指導力向上のための研修としてDVD視聴や講演会等を行い、児童のスマホ・ネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
 ・「いじめはあるもの」という認識を前提に、些細な出来事からでも、いじめを認知し、解決に向けて取り組むための研修を行う。
 ○児童会・生徒会活動
 ・「いじめについて考える週間」において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
 ○居場所づくり
 ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

②
早期発見

◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握
 ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の個別の教育相談を行う。また、保護者面談を活用し、児童生徒の生活の様子を十分把握して、いじめの早期認知、早期発見を図る。
 ○相談体制の確立
 ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
 ○情報共有
 ・児童の気になる変化や行為があった場合、朝礼・終礼、職員会議等で話し合い、情報共有できる体制をつくる。
 ○家庭への啓発
 ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを学校だよりに掲載して配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。PTA総会等を通じ、児童の様子の把握や早期通報の要請を行う。

③
いじめへの対処

◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携
 いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。
 ○いじめの有無の確認
 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
 ○いじめられた児童への支援
 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
 ○いじめた児童への指導
 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
 ○いじめの「重大事態」における学校の対応
 ・重大事態に当てはまる事案の場合はそれが「疑い」であっても、すぐに教育委員会に報告を行い、対応していく。